

国家戦略特区の制度設計

地域及びプロジェクトの選定に向けた、当面の基本方針(案)

国家戦略特区ワーキンググループ

1. 国家戦略として取り組むテーマの選定 <6月前半速やかに>

- 国家戦略の観点から取り組むべき、経済成長の起爆剤となる政策課題(テーマ)を、WGにて選定。

(例)「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」
「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」
「官業の民間開放先駆的な推進」
「攻めの農業への転換、地域活性化の新たなモデル構築」

- テーマは、優先度の高いものを先行的に選定。必要に応じ順次追加。



2. ヒアリングの実施 <6月～7月半ば>

- 決定したテーマから順次、具体的な特区プラン(規制改革等のプロジェクトを含む)の提案募集(6月前半～)。提案者は、自治体、民間事業者など主体を問わない。
- 提案のうち、経済成長の起爆剤となる異次元の取組であり、国・自治体・民間が一体となって取り組むべきと考えられるものを、WGでピックアップし、ヒアリングを実施。
- 提案者からのヒアリングと並行して、テーマごとの有識者からのヒアリング、提案された規制改革等のプロジェクトについての関係各省ヒアリング・折衝を実施。



3. 地域・プロジェクトの候補選定 <7月～8月半ば>

- 上記ヒアリングを経て、有望と思われる特区プラン(地域・プロジェクト)の候補を、WGにて選定。
- 特区プランごとに、関係自治体・民間事業者とWG委員・地域活性化統合事務局の参加する「統合推進本部準備会議」を数次開催。プロジェクト内容などをさらに練り上げる。
- プロジェクトについての関係各省ヒアリング・折衝を並行して実施。



統合推進本部 準備会議 (特区プランごと)

- 関係自治体、
- 民間事業者、
- WG委員ほか、が参加。



国家戦略特区諮問会議

4. 地域・プロジェクトの最終決定 <8月後半～>

- 総理の諮問により、諮問会議にて審議・答申。
- 地域・規制改革等のプロジェクトを政府決定。(内閣総理大臣又は閣議決定)



統合推進本部 (特区ごと)

5. 特区ごとのプロジェクトの詳細決定・実施

- 国、地方、民間の三者からなる統合推進本部を設置し、実施計画を策定。規制改革等のプロジェクトとともに、区域についても、詳細に決定。
- 当該計画に基づき、国、地方、民間が目的を共有して、三者一体となってプロジェクトを実現。

